

会社名 日神不動産投資顧問株式会社

所在地 〒 160-8411 東京都新宿区新宿五丁目 8 番 1 号

電話 03-5360-2050 ファックス 03-5360-2057

HPアドレス <http://nisshin-reia.com>

代表者 代表取締役 小川 右二

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第2830号 登録年月日 平成27年4月3日

協会会員番号 012-02702

業務開始年月 平成27年4月 資本金 150百万円

作成部署 コンプライアンス部 電話 03-5360-2050

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
—	—	—

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
日神不動産株式会社	60%		%
株式会社アトリウム	13%		%
株式会社アセットリード	13%		%
株式会社ジェイ・エス・ビー	9%		%
株式会社AMBITION	9%		%

4. 財務状況 (直近3年度分)

(単位：百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
30年3月期	49	255	60	21	333
29年3月期	2	121	7	4	216
28年3月期	23	53	17	12	109

5. 組織

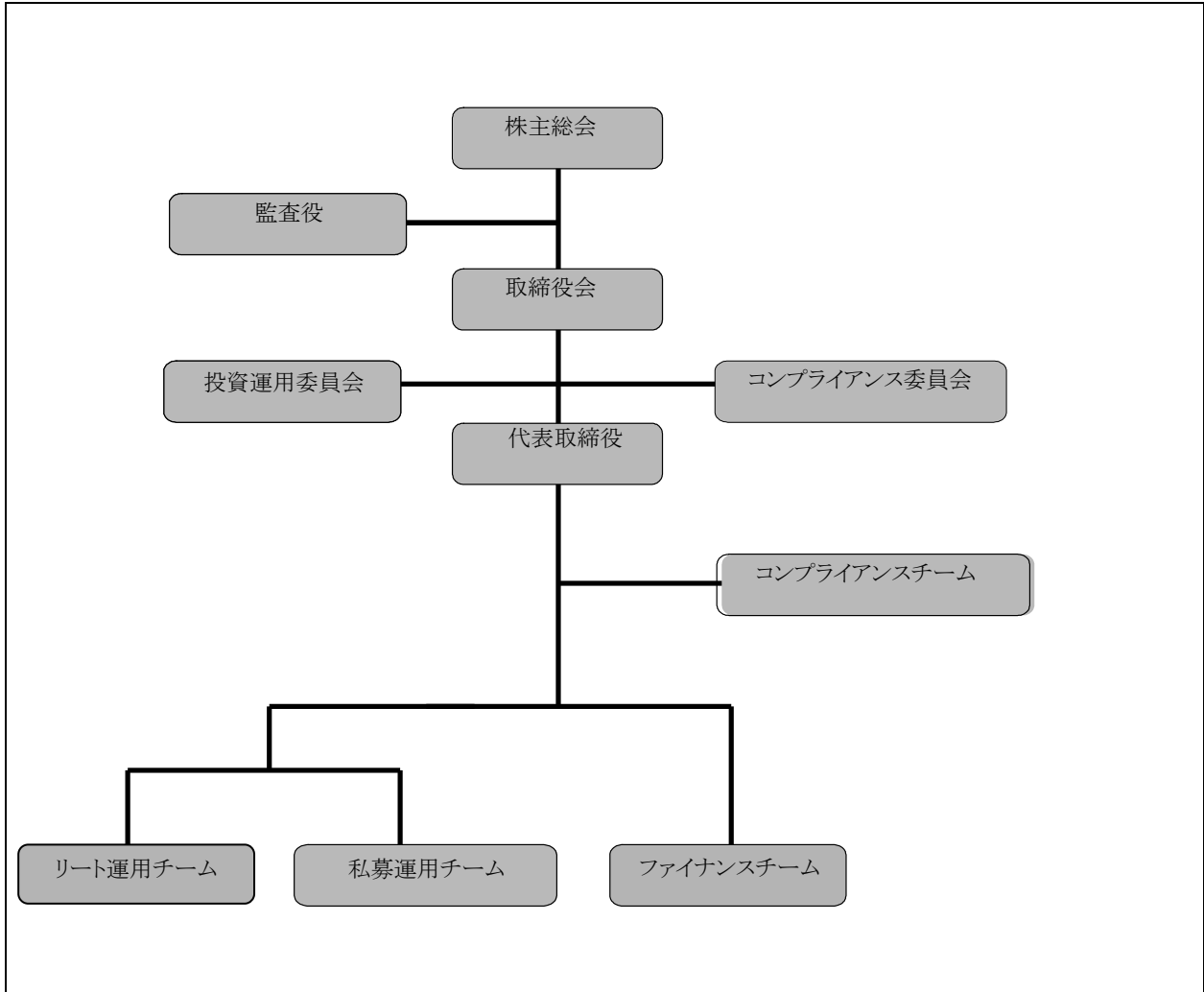
①役職員総数 24 名

②運用業務従事者数 6 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 13 年 6 ヶ月

③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター保有者数 8 名

<組織図>



7. 契約資産

①契約資産状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		投資運用				投資助言			
		件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額	件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額
国内	不動産関連有価証券	1	—	16,653	—	1	—	738	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	国内 合計	1	—	16,653	—	1	—	738	—
海外	不動産関連有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	海外 合計	—	—	—	—	—	—	—	—
総合計		1	—	16,653	—	1	—	738	—

②投資対象別運用状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額
国内不動産関連有価証券特化型	1	—	16,653	—
国内 その他	—	—	—	—
国内 合計	1	—	16,653	—
外国不動産関連有価証券特化型	—	—	—	—
外国 その他	—	—	—	—
外国 合計	—	—	—	—
グローバル不動産有価証券特化型	—	—	—	—
グローバル その他	—	—	—	—
グローバル 合計	—	—	—	—

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

特段の事情がない限りを除き、当社のスポンサーである日神不の業態を活かし、住まいに特化したアセットを中心に運用。住宅及びホテルに対して特に集中した運用を行う。

「住」に特化したファンド組成及び運用を中心に行うことで景気環境に左右されない安定した運用を目指す。

1. 住宅

- 1) 人口流入が続く首都圏を中心に運用を行う。
- 2) スポンサーの特性を活かし、賃貸マンションの土地をファンドで取得して開発を行う開発型賃貸マンション私募ファンドの組成を中心に運用を行う。（敢えて、開発型ファンドの組成を行うことで、他AM会社が取得する価格よりも廉価にて賃貸マンションを取得でき、同業他社優位性の確保が可能。）
- 3) 当社を資産運用会社とした私募の投資法人、日神プライベートレジリート投資法人を2018年3月に運用開始をした。当該投資法人の運用開始により、既述の開発型賃貸マンション私募ファンドの出口の1つとすることを企図している。これにより、開発型賃貸マンション私募ファンドでの運用がより効率的に、積極的に出来る効果があるものと思慮。

2. ホテル

- 1) 現在のホテルアセットは福島県内のJR新幹線最寄の総合型ホテルの運用ファンドのAM業務を受託中。当該ホテルアセットは、宿泊施設のみならず、飲食・カラオケ・宴会場・結婚式場を有する総合ホテルでありオペレーショナルアセットに属する。福島県内地域金融機関の依頼に基づく企業再生案件。
- 2) 将来的には、既述のファンドにおける総合型ホテルの運用ノウハウを活かし、総合型ホテルの運用拡大を図っていきたい。（住宅ファンド等においては同業他社との競合により取得価格の高騰に繋がっているものの、オペレーショナルアセットに属する総合型ホテルの運用を行う同業他社は比較的少ないため適正な価格での取得と資産規模拡大が図りやすいと思慮。）併せて、地域再生事業に取り組むことにより国内経済強化の一役を担いたい。

9. 投資に関する意思決定プロセス

- 当社は本投資法人の資産運用に関連し、社内規程に基づき意思決定プロセスを定めています。当社と利害関係のない外部委員（不動産鑑定士）の賛成を必須の決議要件とする投資運用委員会の審議・決議を、意思決定プロセスの中に設けています。

- また、利害関係者との一定の取引に関しては、利害関係者取引規程を制定し、より厳格な意思決定プロセスを定めています。具体的には、当社と利害関係のない外部委員（公認会計士又は弁護士）の賛成を必須の決議要件とするコンプライアンス委員会の審議・決議等を加重しています。

＜資産の取得又は処分に関する事項（利害関係者取引以外）＞

- ① 投資運用部門（リート運用チーム又は私募運用チーム）は、投資運用委員会への付議事項に該当する自らの担当する事案に関して、コンプライアンスチーム長に上程する。
- ② コンプライアンスチーム長は法令等遵守状況の確認を行い、投資運用委員会に当該事案を上程する。
- ③ 投資運用委員会は、当該事案の審議を行い、承認された事案を取締役に報告する。
- ④ なお、コンプライアンスチーム長又は投資運用委員会の各段階で問題が発見された場合は、所轄部署に対して中止又は内容変更の指示を行い、改めて上記意思決定手続きを行う。

＜資産の取得又は処分に関する事項（利害関係者取引）＞

- ① 投資運用部門（リート運用チーム又は私募運用チーム）は、その内容についてコンプライアンスチーム長に上程する。コンプライアンスチーム長が承認した場合は、当該行為はコンプライアンス委員会に上程される。コンプライアンスチーム長において、当該行為について異議がある場合は、中止又は内容変更の指示とともに、所轄部署に差し戻す。
- ② コンプライアンス委員会の可決・承認を経た後、投資運用委員会に上程される。コンプライアンス

委員会の可決・承認が得られなかった場合は、コンプライアンス委員会において、中止又は内容変更の指示とともに、所轄部署に差し戻す。

- ③ 投資運用委員会の可決・承認を経た後、当該利害関係者取引が受託投資法人を顧客とするもの場合には受託投資法人の役員会に、それ以外の場合には当社の取締役会にそれぞれ上程される。投資運用委員会の可決・承認が得られなかった場合は、投資運用委員会において、中止又は内容変更の指示とともに、所轄部署に差し戻す。但し、コンプライアンス委員会の可決・承認を経たものうち、投資運用委員会での審議過程でコンプライアンス上の課題が指摘されたものについては、コンプライアンス委員会に差し戻す。
- ④ 当該利害関係者取引が受託投資法人を顧客とするもの場合には、受託投資法人の役員会の可決・承認を経た後、その承認決議に基づき、取締役会に上程される。受託投資法人の役員会の可決・承認が得られなかった場合は、受託投資法人の役員会又は執行役員において、中止又は内容変更の指示とともに、当社に差し戻される。
- ⑤ 取締役会の可決・承認を経た後、その行為の実行が決定される。取締役会の可決・承認が得られなかった場合は、取締役会において、中止又は内容変更の指示とともに、所轄部署に差し戻す。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資助言報酬は、運用報酬と比較し金額が少ないことより省略しております。

(資産運用委託契約に基づく運用に対する報酬)

当社が、資産運用委託契約に基づく資産の運用の委託に関し、受託投資法人から受領する報酬は、期中報酬Ⅰ、期中報酬Ⅱ、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法は以下の通りとする。なお、当社は、宅建業法第46条の報酬については受領しないものとする。

(1) 期中報酬Ⅰ

当該営業期間の末日における運用資産評価総額（不動産等及び不動産関連資産に限る。但し、当該不動産等が不動産、不動産の賃借権又は地上権である場合は、その直近の鑑定評価額とし、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託財産として信託する信託受益権である場合は、当該信託財産の直近の鑑定評価額とする。）に当該営業期間内における当該運用資産の保有実日数を乗じ、365で除した金額に、0.32%を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）

(2) 期中報酬Ⅱ

受託投資法人の当該営業期間における、期中報酬Ⅱ控除前の税引前当期純損益（前期繰越損失があるときはその額を補填した後の金額）に0.1%を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）

(3) 取得報酬

新規の不動産等又は不動産関連資産を取得した場合、当該不動産等又は当該不動産関連資産の取得価格（売買契約等に定める代金額をいい、取得報酬その他の取得に要する費用並びに消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を除く。）の0.3%を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）

(4) 譲渡報酬

不動産等又は不動産関連資産を譲渡した場合、当該不動産等又は当該不動産関連資産の譲渡価格（売買契約等に定める代金額をいい、譲渡報酬その他の譲渡に要する費用及び消費税等を除く。）の1.0%を上限として受託投資法人との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）

11. その他、特記事項

会社名 日土地アセットマネジメント株式会社

所在地 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

電話 (03)3501-6655 ファックス (03)3501-6677

HPアドレス <http://www.nittochi-am.co.jp>

代表者 代表取締役 梅本勝久

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第1975号 登録年月日 平成20年7月18日

協会会員番号 012-02069

業務開始年月 平成20年7月18日 資本金 8,000万円

作成部署 経営企画部 電話 (03)3501-6655

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
日本土地建物㈱	70%		%
東京センチュリー㈱	30%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況 (直近3年度分)

(単位：百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
29年10月期	468	898	527	348	900
28年10月期	169	542	195	130	591
27年10月期	180	648	392	247	580

5. 組織

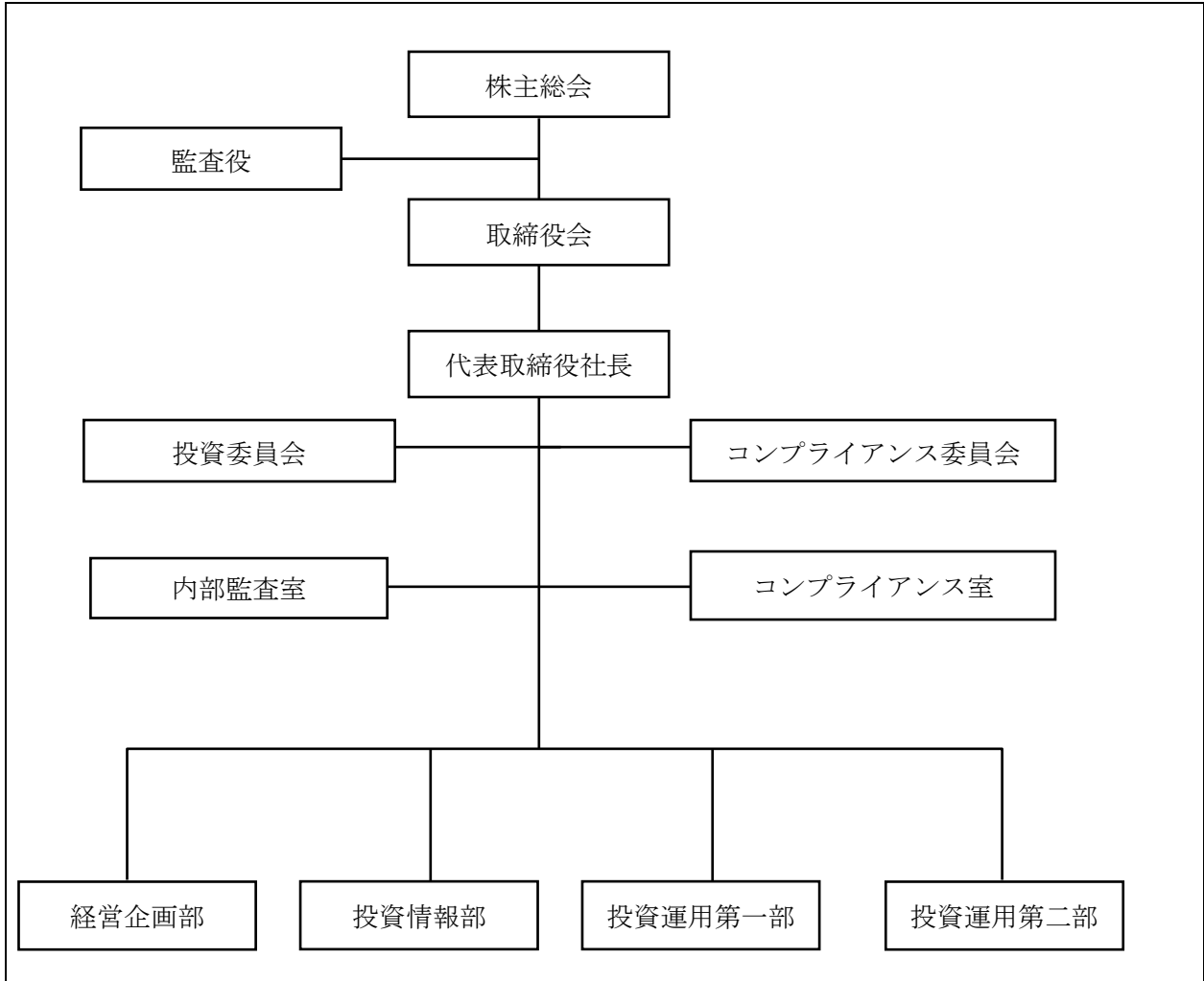
①役職員総数 30 名

②運用業務従事者数 12 名

内 ファンド・マネージャー数 4 名、平均経験年数 10 年 11 カ月

③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター保有者数 14 名

<組織図>



7. 契約資産

①契約資産状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		投資運用				投資助言			
		件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額	件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額
国内	不動産関連有価証券	2	-	52,200	-	7	-	232,130	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	国内 合計	2	0	52,200	0	7	0	232,130	0
海外	不動産関連有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	海外 合計	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計		2	0	52,200	0	7	0	232,130	0

②投資対象別運用状況（平成30年3月末現在）

（金額単位：百万円）

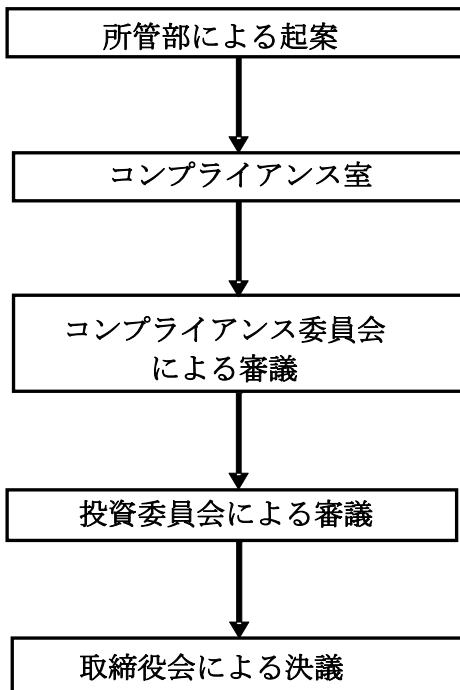
	件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額
国内不動産関連有価証券特化型	2	-	52,200	-
国内 その他	-	-	-	-
国内 合計	2	0	52,200	0
外国不動産関連有価証券特化型	-	-	-	-
外国 その他	-	-	-	-
外国 合計	0	0	0	0
グローバル不動産有価証券特化型	-	-	-	-
グローバル その他	-	-	-	-
グローバル 合計	0	0	0	0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

- 当社は、親法人である日本土地建物株式会社が平成10年から行っていた不動産証券化・ファンド事業について、金融商品取引法の施行を契機とし、平成20年8月に承継した、不動産私募ファンド運用会社です。平成26年11月からは私募リートの運用も行っております。
- 当社は、日本土地建物株式会社が長年培ってきた
 - ① 不動産業務（開発業務・賃貸業務・プロパティマネジメント業務）および
 - ② 不動産投資運用業務（証券化・資金調達手法）のノウハウ並びに
 - ③ ネットワークを最大限に活用するとともに、
 - ④ 利益相反取引・利害関係人取引等に係るコンプライアンスを十分徹底し、
 - ⑤ 投資家の皆様に優良な運用機会と質の高いサービスを提供してまいります。
- 安定的な家賃収入等のキャッシュフローが見込める案件、不動産のポテンシャルを見極め、中・長期的に資産価値向上の見込める案件など「価値ある不動産」を投資家およびテナントに共に満足して頂けるよう誠実に運用することを基本とします。
- 証券化された有価証券が対象とする不動産の**運営・管理状況のモニタリングを徹底し、適正かつ透明性の高い資産運用**を目指し、投資家の信頼に応えてまいります。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用受託資産についての**運用方針・期中（全期間）および年間運用計画の策定・重要な投資判断並びに利害関係人等取引に該当する投資に関する立案**は、社内規程に基づいて**適切性及び妥当性**をコンプライアンス室長（コンプライアンス室長が必要と判断した場合はコンプライアンス委員会の審議）による審査を受けた上、投資委員会の審議を経て、**取締役会で決議**されます。



1. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス室長を委員長とし、代表取締役社長、経営企画部長及び外部委員（弁護士であり取締役会において選任された者）をもって構成します。

コンプライアンス委員会は、原則月1回開催され、法令遵守の徹底を図ることを目的として利害関係人等との取引、法令・諸規則等の遵守状況・その他コンプライアンス上の問題の有無の審議を行ない、委員の四分の三以上の出席により成立し、出席委員全員の賛成で決議されます。

2. 投資委員会

投資委員会は、代表取締役社長を委員長とし、経営企画部長、投資運用第一部長、投資運用第二部長、及び外部委員（不動産鑑定士であり取締役会において選任された者）をもって構成します。

投資委員会は、原則月1回開催され、運用受託資産についての運用方針・全期間および年間資産運用計画の策定、重要な投資判断および利害関係人等との取引等の投資に関して審議を行ない、出席委員の三分の二以上の賛成により決議されます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

1. 報酬は、原則として、個別の契約毎に次の各号に掲げる項目について見積りを行い、顧客と協議の上、決定します。
- (1) 運用資産規模
 - (2) 契約期間
 - (3) 投入人員
 - (4) 調査実費
 - (5) その他付帯経費
2. 投資助言業務の基本報酬体系
- 一定期間の継続的な投資助言に係る業務を行う場合
次の金額を目安として、業務内容や資産規模等を勘案し契約ごとに顧客と協議の上、決定します。
- (取得報酬) 資産取得価格の1.0%相当額
 - (運用報酬) 運用資産総額の0.6%相当額
 - (売却報酬) 資産売却価格の0.5%相当額
 - (成功報酬) 顧客との間で予め設定した運用成績指標（内部収益率等）を超過した場合、当該超過収益の40%相当額
- (なお、基本報酬体系は、投資助言業務についてのみの記載です。)

会社名 野村不動産投資顧問株式会社

所在地 〒 160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号

電話 03-3365-8666(代表) ファックス 03-3365-1198

HPアドレス <http://www.nre-am.co.jp/>

代表者 代表取締役 安部 憲生

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第374号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 012-02007

業務開始年月 平成15年7月23日 資本金 3億円

作成部署 企画部 電話 03-3365-8666(代表)

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
-	-	-

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
野村不動産ホールディングス株式会社	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況 (直近3年度分)

(単位：百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
30年3月期	429	8,195	4,861	3,320	5,128
29年3月期	293	8,957	5,429	3,713	5,521
28年3月期	380	8,249	4,812	3,153	4,960

5. 組織

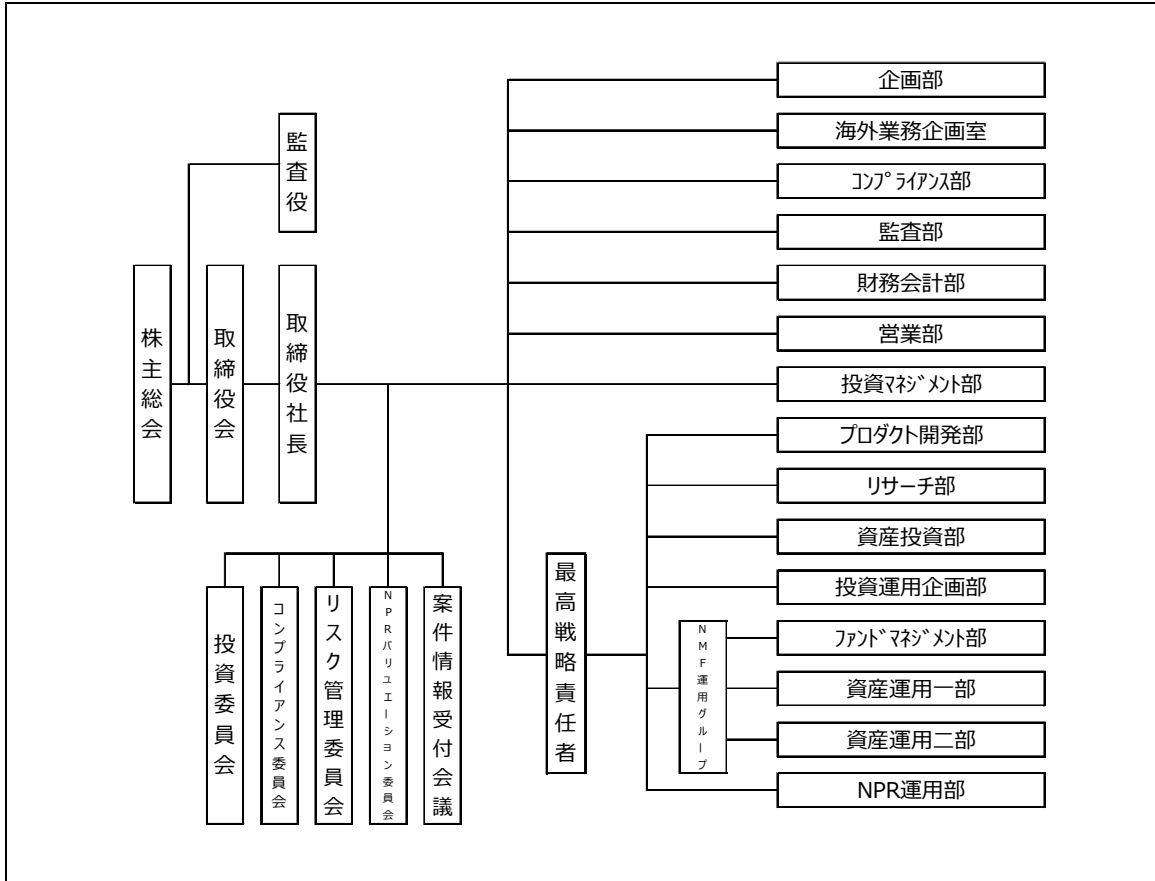
①役職員総数 161 名

②運用業務従事者数 84 名

内 ファンド・マネージャー数 4 名、平均経験年数 7 年 2 ヶ月

③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター保有者数 98 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

(不動産関連特定投資運用業)

①契約資産状況 (平成30年3月末現在)

(金額単位：百万円)

		投資運用				投資助言			
		件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額	件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額
国内	不動産関連有価証券	6	0	54,881	0	2	0	3,524	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	国内 合計	6	0	54,881	0	2	0	3,524	0
海外	不動産関連有価証券	1	0	4,425	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	海外 合計	1	0	4,425	0	0	0	0	0
総合計		7	0	59,306	0	2	0	3,524	0

②投資対象別運用状況 (平成30年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	件数	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約件数	金額	内、二層構造ファンドでの親SPCとの契約金額
国内不動産関連有価証券特化型	6	0	54,881	0
国内 その他	0	0	0	0
国内 合計	6	0	54,881	0
外国不動産関連有価証券特化型	1	0	4,425	0
外国 その他	0	0	0	0
外国 合計	1	0	4,425	0
グローバル不動産有価証券特化型	0	0	0	0
グローバル その他	0	0	0	0
グローバル 合計	0	0	0	0

(投資一任業)

①契約資産状況 (平成30年3月末現在)

(金額単位：百万円)

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	0	0	0	0
		私的年金	0	0	0	0
		その他	0	0	2	9,738
		計	0	0	2	9,738
		個人	0	0	0	0
		国内計	0	0	2	9,738

海外	法人	年金	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	0	0	0	0
	個人	0	0	0	0	
	海外計	0	0	0	0	

総合計		0	0	2	9,738
-----	--	---	---	---	-------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2件。

②海外年金内訳 (運用+助言)

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況 (平成30年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況 (平成30年3月末現在)

(金額単位：百万円)

	10億円未満	10~50億円 未満	50~100億円 未満	100~500億円 未満	500~1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社は、野村不動産グループの一員として、不動産の所有と経営の分離が注目されはじめた1990年代後半から資産運用事業を立ち上げ、以来、市場環境の変化に対応しながら運用実績を着実に積み上げて1兆円を超える資産をお預かりする運用会社に成長し、その間、業界のフロントランナーとして、私募不動産ファンドにはじまり、上場投資法人、オープンエンド型非上場投資法人及び国内外におけるFoFs（ファンド・オブ・ファンズ）等、多彩なリスク・リターンの不動産金融商品を投資家の皆様にご提供してきました。

これからも私たちは、「運用パフォーマンス至上主義」という経営理念のもと、当社グループが培ってきた資産運用のノウハウやネットワークを最大限活用して様々な商品やサービスをご提供するとともに、コンプライアンスを最優先するガバナンス体制を維持しながら、投資家の皆様に強く支持される運用会社を目指し、引き続き努力していきます。

【経営理念】 運用パフォーマンス至上主義

- ✓ いかなるときも受託者責任を基軸とし、投資家の皆様の信頼に応えるマネジメントを遂行します。
- ✓ 野村不動産グループでの事業経験と高度な不動産知識を備えた人的リソースを活用し、投資価値の見極めやマネジメントにおける高い付加価値を提供します。
- ✓ 野村不動産グループが長年の資産運用の経験で培ってきた組織力やネットワークを最大限活用するとともに、投資家の皆様のニーズに応える新たな商品・サービスの提供を追求します。
- ✓ 野村不動産グループ等の利害関係者との間の取引については、利益相反取引を防止するための体制を構築し、適切に管理します。
- ✓ 投資家の皆様のニーズに応えるため、グローバル展開を含む新たな事業領域への挑戦を続け、さらなる成長を目指します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

当社は、資産の運用又は投資助言にかかる顧客（投資法人、投資用のビークルであるSPCその他の形態の法人又は組合、信託受託者等を想定しており、あわせて以下「ファンド等」といいます。）の資産の運用や投資助言に係る方針等を決定する意思決定機関として、投資委員会を設置します。

投資委員会は、原則週1回委員長の招集により開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。投資委員会では、各ファンド等における資産の運用又は投資助言に係る基本方針、資産に係る運用管理方針、各ファンド等のファイナンス等の重要な事項に関する方針について審議を行い、当会社としての意思決定を行います。また、かかる各方針に基づいて、資産の取得又は売却、運営管理、資金調達、投資法人の投資口の払戻し等のファンド等の資産の運用又は投資助言に係る重要な事項に関して審議を行い、当会社としての意思決定を行うとともに、運用実績等に関する分析及び評価を行います。

投資委員会は、決議対象となる議案について議決権を有する委員全員の賛成により決議を採択することをもってその意思決定をなすものとします。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会の承認が必要とされる「利害関係者との重要な取引」に該当すると判断する場合、その他その内容に鑑み必要と認めた場合には、投資委員会に当該議案を付議する前にコンプライアンス委員会を開催し、法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について審議の上、その承認を行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

当社は様々な顧客のニーズに応えるため、多様なスキームの商品を提供しており、その投資対象の種類も多岐に渡ります。そのため、当社が顧客より受け取る報酬の料率等の条件は、業務内容や投資対象等を勘案し、顧客と相談のうえ、個別契約ごとに決定します。